

大分県報

平成十八年

第一七七八号

七月十一日

（火曜日）

目次

告 示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	三
県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………	三
指定施業要件変更予定保安林……………	三
土地収用法による土地立入り……………	三
公 告……………	四
開発行為の完了（二件）……………	四
雑 報……………	四
平成十八年度行政書士試験の実施……………	四

○ 告 示

大分県告示第七百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成十八年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成十八年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 感染制御大分ネットワーク

三 代表者の氏名

平成十八年七月十一日

大分県報（告示）

大分県告示第七百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成十八年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成十八年五月二十二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 心と和の里

三 代表者の氏名

森 川 正

四 主たる事務所の所在地

別府市大字鶴見四千五百四十八番地の千七百五十三

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害のある者又はそれらの者を介助する家族等に介護技術を提供し、かつ、介護予防・地域支え合いサービスを専門的な立場から相談及び助言を行い、地域との連携を深めボランティア活動等を通じてコミュニケーションを普及し、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

特定非営利活動事業の追加

大分県告示第七百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成十八年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成十八年五月二十四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 中津まちづくり協議会

三 代表者の氏名

愛宕 久 和

四 主たる事務所の所在地

中津市殿町千三百八十三番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、市民及び商工業者に対し、地域活性化事業や人材育成事業及び文化、歴史、伝統の承継及び振興に関する事業並びに観光の振興、景観整備、街並保存、環境保護・再生等、また地域活性化の為の祭事やイベントへの助成、支援に関する事業を行い、地域社会の活性化や地域企業発展に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

1 総会議決事項の変更

2 理事会議決事項の変更

大分県告示第七百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり同条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成十八年七月十一日

一 届出の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームインブルーメントひろせ別府店

別府市餅ヶ浜百四十九番地ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホームインブルーメントひろせ

代表取締役 廣 瀬 舜 一

3 変更しようとする事項

大分市萩原一丁目十八番二号

(一) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午前零時三十分まで

4 変更する年月日

平成十八年七月一日

5 変更しようとする事項以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホームインブルーメントひろせ

代表取締役 廣 瀬 舜 一

大分市萩原一丁目十八番二号

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千八百二十五平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 二十五台

店舗屋上 九十九台

合計 百二十四台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗南西側 二十五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗南東側 四十平方メートル

店舗北側 百九十三平方メートル

合計 二百三十三平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗南東側 十六・五立方メートル 四 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置 店舗敷地北側 二箇所 (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後六時まで 届出年月日 平成十八年六月二十一日 三 関係書類の縦覧 1 縦覧場所 大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び東部振興局 2 縦覧期間 平成十八年七月十二日から 平成十八年十一月十一日まで) 公示から四月間 四 その他 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成十八年十一月十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を東部振興局に提出しなければならない。 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。 ~~~~~ 大分県告示第七百二十二号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。 なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。 平成十八年七月十一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞			事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (担い手育成型) (区画整理工)			町田地区	平一八・七・一一から 平一八・七・三一まで	九重町役場	
平成十八年七月十一日						

(付帯用水路工)		
~~~~~   大分県告示第七百二十三号   次の保安林の指定施業要件を変更する予定である。   平成十八年七月十一日   大分県知事 広 瀬 勝 貞   一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所   宇佐市安心院町熊字ナギヤブ八六番、字米神八七番、平ヶ倉字米神四八七番一、四八八番から四九〇番まで、山蔵字堂山三三四番一から三三四番三まで、三三五番二、字立石四三五番一、房ヶ畑字徳瀬一二一四番、一二一五番一、一二一五番二、佐田字菩提寺八四〇番、八四七番から八五三番まで、字六ヶ迫口八五四番、八五五番、八五八番から八六二番まで、字鹿ヶ迫八六三番二から八六三番五まで、八六五番、字米原八六八番、字米神一一四〇番一、一一四一番、且尾字太尾平八一番、字且尾平八二番一、字仁多平八三番一、八三番二及び字下且尾平八四番一   二 保安林として指定された目的   水源のかん養   三 変更に係る指定施業要件   1 立木の伐採の方法   変更しない。   2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種   変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。   (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び北部振興局並びに宇佐市役所及び宇佐市役所安心院支所に備え置いて縦覧に供する。)   ~~~~~   大分県告示第七百二十四号   土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。   平成十八年七月十一日   大分県知事 広 瀬 勝 貞   一 起業者の名称   西日本高速道路株式会社   二 事業の種類   東九州自動車道(津久見〜佐伯)新設工事		
大分県報(告示)		

三 立ち入ろうとする土地の区域

津久見市大字下青江字地蔵町、字土手下外、字道竈、字前河原、字門前町、字門前及び字向山並びに大字津久見字古トヤ、字樋口、字椎ヶ迫、字竹ノ迫、字井ノ迫、字イナシリ、字中間、字竹ノ本、字ウ子、字登尾口、字西河内、字長迫口、字道万、字長迫、字鼓ヶ堂、字田尾向、字天神山、字瀬戸石、字東前、字村ノ上及び字太田

佐伯市弥生大字床木字ヤカタ向、字中尾、字鏡山、字杳功、字長谷、字山犬穴、字ウドロ、字東峯、字タカノス、字タルコゼ、字カド石、字道ノ戸、字丸岩、字立岩、字ボドバル、字田ノ迫、字カウソ、字キシヤキ、字コウソ、字ツナロウ、字カケヒラ、字丸山、字ヨシカケ、字小谷、字クハケ久保、字長畑、字後、字徳納、字後畑、字上ノ原、字白岩、字白タキ、字仏岩、字ウシロ山、字向上、字入道原、字入道、字フチノ上、字ダン原、字柚ノ木、字水無、字柚ノ木田、字水無前、字池田、字新地、字向山、字ヅカワ、字迫ノ奥、字小迫奥、字小迫、字アンノ迫、字小迫前、字岩ノ下、字古天神、字河内、字矢原、字水波元、字水仍、字芋ノ尾、字桜木、字シキ田、字ケゴヤ、字道ノ上、字元越、字岩ノ鼻、字山下、字永田、字越田、字田ノ上、字タキノ下谷、字元越向、字後山、字川田、字鳥居本、字岸ノ下、字岩ハナ、字市ノ瀬奥、字井ノ尻、字田ノ口、字一ノ瀬奥、字古田、字立石、字栗林、字太七、字市ノ瀬、字タキノ下、字ウシロ、字瀬戸、字灯ノ沖、字瀬戸沖、字寺山、字六田山、字六田下、字六田、字迫ノ上、字シデノ迫、字ラクノ下、字口ノ園、字シデ、字高岸、字倉谷、字竹ノ又、字柿ノ下、字原ノ口、字久保田、字長田、字一ノ口、字組河内、字礼ノ前、字木合、字竹ノ原、字岡、字森ノ下、字小野、字下ノ岡、字井戸ノ上、字山ノ口、字道ノ下、字橋ノ元、字岡田、字下長迫、字倉谷山、字竹原山、字黒岩、字岡ノ上、字上ノ平、字クラタ迫、字迫、字山ノ上、字峠及び字八戸河内並びに大字大坂本字迫ノ口

佐伯市大字上岡字床木越、字中村、字矢越、字佐土原、字北の迫、字西字堂の前、字東字堂の前、字石田、字柿木田、字脇の迫、字脇河内、字平畑、字角木、字田の口、字土井の内、字居船、字河原田、字河原畑、字天神の下、字茶緑ノ下、字長畑ヶ、字掃木、字下掃木及び字佐谷

四 立ち入ろうとする期間

平成十八年七月二十一日から  
平成十九年七月二十日まで

○公

告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成十八年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字諸田字堤百二十七番六ほか十五筆

二 開発区域の面積

三五四、六四六・八一平方メートル（二工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大阪府池田市ダイハツ町一番一号

ダイハツ工業株式会社

取締役社長 箕 浦 輝 幸

四 完了検査年月日

平成十八年六月十九日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成十八年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

豊後大野市三重町秋葉字ヌシ千六百八十四番ほか二十二筆

二 開発区域の面積

七、七四〇・九八平方メートル（一工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

愛媛県松山市朝生田町一丁目九番三号

有限会社 善

代表取締役 朴 宣 昌

四 完了検査年月日

平成十八年六月二十七日

○雑

報

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内祐司から、平成十八年度行政書士試験の実施について、次のとおり登載依頼があった。

平成十八年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により大分県知事から委任された平成十八年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成十八年六月十三日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 池ノ内 祐 司

一 試験日時

平成十八年十一月十二日（日）午後一時から午後四時まで。

二 試験場所

大分大学 且野原キャンパス  
大分市大字且野原七〇〇番地

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

試験 科 目

行政書士の業務に関し必要な法令等  
（出題数 四十六題）

内 容 等

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成十八年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。

行政書士の業務に関連する一般知識等  
（出題数 十四題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

商法については、平成十八年四月一日現在施行されている法令に関して出題するが、会社法（平成十七年法律第八十六号）により実質的な改正が行われた部分については、原則出題しないものとする。

2 試験の方法

- (一) 試験は、筆記試験によって行う。
- (二) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。

四 受験手続

1 郵送による受験申込み

- (一) 受付期間  
平成十八年八月七日（月）から九月八日（金）まで。
- (二) 受付場所  
財団法人行政書士試験研究センター（受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること。ただし、九月八日の消印があるものまで受け付ける。）
- (三) 提出書類  
受験願書一式
- (四) 受験手数料  
七千円
- (五) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所  
ア 郵送配布  
イ 配布期間  
平成十八年八月七日（月）から同月三十一日（木）まで。  
ロ 申込方法  
百四十円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角二号（A四判の用紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、八月三十一日までに必着するよう郵便で請求すること。  
ハ 申込先  
財団法人行政書士試験研究センター（〒一〇〇一八七七九 東京中央郵便局留）  
ニ 窓口配布  
ホ 配布期間  
平成十八年八月七日（月）から九月八日（金）まで。  
ヘ 配布時間  
午前九時から午後五時まで  
ト 配布場所  
財団法人行政書士試験研究センター、大分県情報センター（大分県庁内）及び各地区情報センター（東部、南部、豊肥、西部及び北部の各振興局並びに別府、臼杵、豊後大野、玖珠、豊後高田及び中津の各事務所内）並びに大分県行政書士会
- (六) インターネットによる受験申込み
- (七) 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

(二) 受験手数料の払込み

ア 受験手数料（七千円）の払込みはクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済に限る。

イ 利用できるクレジットカードは次のとおり。

VISA・Master・UC

ウ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(三) 受付期間

平成十八年八月七日（月）から九月八日（金）午後五時まで。

この出願システムは、九月八日（金）午後五時で終了し、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。最終日（九月八日）は、大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

五 特例措置の実施

身体機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。平成十八年度から、全盲等重度の視覚障害のある者にも対応できるよう点字試験を導入する。

六 合格発表の日時及び方法

1 合格発表の日時

平成十九年二月二十九日（月）午前九時

2 合格発表の方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）する。

公示後、受験者全員に可否通知書を郵送するとともに、財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

七 試験に関する問合せ先

財団法人行政書士試験研究センター

東京都千代田区日比谷公園一―三 市政会館一階 電話（〇三）五二五一―五六〇〇

大分県総務部地方行政局行政班

大分市大手町三丁目一番一号 電話（〇九七）五三六―一一一（内線二四〇八）